令和7年2月市議会総務委員会資料

第40号議案 長崎市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

目次

- 1 長崎市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の概要について・・・・・ 2~3ページ
- 2 長崎市消防団員退職報償金条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・ 4ページ

消 防 局

令和7年2月

1 長崎市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の概要について

(1) 改正理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)の一部が改正され、 消防団員の退職報償金に係る勤務年数の区分が追加されたことに伴い、本市の消防団員についても同様の措置を 講じるもの。

(2) 改正内容

消防団員の退職報償金については、勤務年数と階級に応じて、退職した場合に長崎市消防団員退職報償金条例 (昭和39年条例第67号)の別表に定める額を支給している。これまで30年以上が上限であった勤務年数の 区分に、処遇改善を図るため、新たに「35年以上」の区分を追加するもの。(下線部分が新たに追加する部分)

階級	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 <u>35 年未満</u>	35 年以上					
団長	円	円	円	円	円	円	円					
д х	239, 000	344, 000	459, 000	594, 000	779, 000	979, 000	<u>1, 079, 000</u>					
副団長	229, 000	329, 000 429, 000		534, 000	709, 000	909, 000	<u>1, 009, 000</u>					
分団長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	949, 000					
副分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000					
部長及び 班長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	<u>834, 000</u>					
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	<u>789, 000</u>					

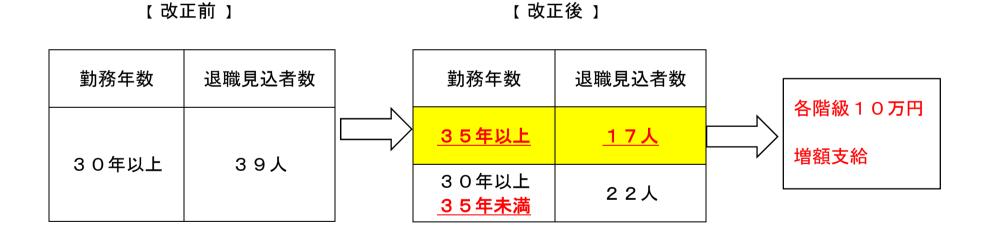
(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和7年4月1日から施行する。

イ 経過措置

改正後の長崎市消防団員退職報償金条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

(4) 令和7年度退職報償金增額見込対象者等



2 長崎市消防団員退職報償金条例新旧対照表

新							IΒ								
別表(第3条関係)							別表(第3条関係)								
勤 務 年 数								勤 務 年 数							
階級	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上 35 年未満	35 年以上	階	皆 級	5 年以上 10 年未満	10年以上 15年未満	15 年以上 20 年未満	20年以上 25年未満	25 年以上 30 年未満	30年以上
団長	円 239, 000	円 344, 000	円 459, 000	円 594, 000	円 779, 000	円 979, 000	円 1,079,000	5	五長	円 239, 000	円 344, 000	円 459, 000	円 594, 000	円 779, 000	円 979, 000
副団長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000	1, 009, 000	畐	削団長	229, 000	329, 000	429, 000	534, 000	709, 000	909, 000
分団長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000	<u>949, 000</u>	5.	子 団長	219, 000	318, 000	413, 000	513, 000	659, 000	849, 000
副分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000	909, 000	副	分団長	214, 000	303, 000	388, 000	478, 000	624, 000	809, 000
部長及び 班長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000	<u>834, 000</u>		長及び [長	204, 000	283, 000	358, 000	438, 000	564, 000	734, 000
団員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000	<u>789, 000</u>	□	到 員	200, 000	264, 000	334, 000	409, 000	519, 000	689, 000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市消防団員退職報償金条例の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、 同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。